

08.08.2008

米国の電子渡航認証システム（E S T A）の導入

米国政府は、2008年8月1日以降、日本を含む短期滞在査証免除対象国（欧州諸国等27ヶ国）の国民が米国に渡航しようとする場合、事前にインターネットを通じて、渡航者の身分事項等に関する情報を米国当局に通報することにより、査証免除で渡航できるか否かチェックを受けるシステム（電子渡航認証システム：Electronic System for Travel Authorization (ESTA)）を導入すると発表しました。当面は任意による申請を勧奨されますが、2009年1月12日以降は、渡航の必要条件となることが予定されています。

E S T Aは一度認証されると2年間（2年以内に旅券の有効期限が切れる場合は、旅券の有効期限日まで）有効となり、その期間内は何度でも米国への渡航が可能です。E S T Aの申請は専用のウェブサイトより行い、料金は無料です。なお、仮に申請が拒否された場合には、最寄りの米国大使館・総領事館で査証申請を行う必要があります。

米国への渡航予定のある方は、できるだけ早めにE S T Aを取得することをお勧め致します。2009年1月12日以降、E S T A取得が義務付けられた後は、渡航72時間までにE S T A申請を行う必要があります、E S T Aを取得していないと飛行機等への搭乗や入国を拒否されることがありますのでご注意ください。

E S T Aの詳細につきましては、[在日米国大使館のウェブサイト](#)や[米国国土安全保障省のウェブサイト](#)等でご確認ください。